# 生物多様性アドバイザー制度実施要領

### 第1目的

地域における生物多様性の保全・再生を促進するため、公共事業を実施する行政機関をはじめ、企業やNPO、市民グループ等に対して、多様な生物の生息・生育環境を保全する観点から、現地の状況に応じた生物多様性への配慮の方法等を具体的に助言、指導する「生物多様性アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を兵庫県に登録し、各主体からの要請に応じる制度を設けるものとする。

# 第2 アドバイザーが行う助言等の内容

アドバイザーが行う助言等の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 自然改変を伴う事業において、事業地における生物への影響を極力小さくする ための配慮に関すること
- (2) 既存の施設・事業地の維持管理において、生物多様性を向上させるための配慮 に関すること
- (3) 自然環境の保全・再生活動において、生物多様性の観点から留意すべき事項に関すること

## 第3 登録の手続

- 1 自然鳥獣共生課長は、生物多様性に関する専門的知識を有するとともに、地域の自然環境の動向に精通している者のうち、アドバイザーとして登録することが適切と認める者に対し、アドバイザーへの登録を依頼するものとする。
- 2 アドバイザーへの登録を承諾する者は、承諾書(様式第1号)に生物多様性アドバイザー登録票(様式第2号)を添えて自然鳥獣共生課長に提出するものとする。
- 3 自然鳥獣共生課長は、2の承諾者をアドバイザーとして登録するものとする。

### 第4 登録の取消等

- 1 自然鳥獣共生課長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザーの登録を取り消すことができる。
- (1) 第6の3の規定に違反して、営利目的の活動を行ったとき
- (2) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき
- (3) その他本制度の信用を著しく損なったとき
- 2 アドバイザーは、公的又は私的な理由によりアドバイザーとしての登録の継続が不可能になった場合は、速やかにその旨を自然鳥獣共生課長に申し出るものとする。
- 3 自然鳥獣共生課長は、アドバイザーから2の申出があった場合は、速やかに当該 アドバイザーの登録を取り消すものとする。

### 第5 公表資料の作成及び公表

1 自然鳥獣共生課長は、登録したアドバイザーに係る氏名、連絡先(住所、電話番号、 ファックス番号、電子メールアドレス等)、専門分野、対応可能地域等の情報を記 載した公表資料を作成し、県のホームページ等により公表するものとする。

2 アドバイザーは、公表資料に記載された内容に変更が生じたときは、自然鳥獣共生 課長に報告するものとする。

### 第6 利用の手続

- 1 アドバイザーに助言等を依頼しようとする者(以下「利用者」という。)は、直接アドバイザーに連絡を行い、助言等を受けるものとする。
- 2 利用者からアドバイザーに対して支払われる指導に必要な経費については、予め利用者とアドバイザーの間で調整した額とする。
- 3 アドバイザーは、依頼された助言等に付随して営利目的の活動をしてはならないものとする。
- 4 アドバイザーが行う助言等の活動に際して、データ収集等の調査が必要な場合には、 利用者は当該調査の実施に積極的に協力するものとする。

## 第7 活動報告

自然鳥獣共生課長は、本制度の利用の実態を把握するため、アドバイザーに対し、 依頼を受けて実施した助言等の活動状況について報告(様式第3号)を求めることが できるものとする。

### 附則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

# 附則

2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。